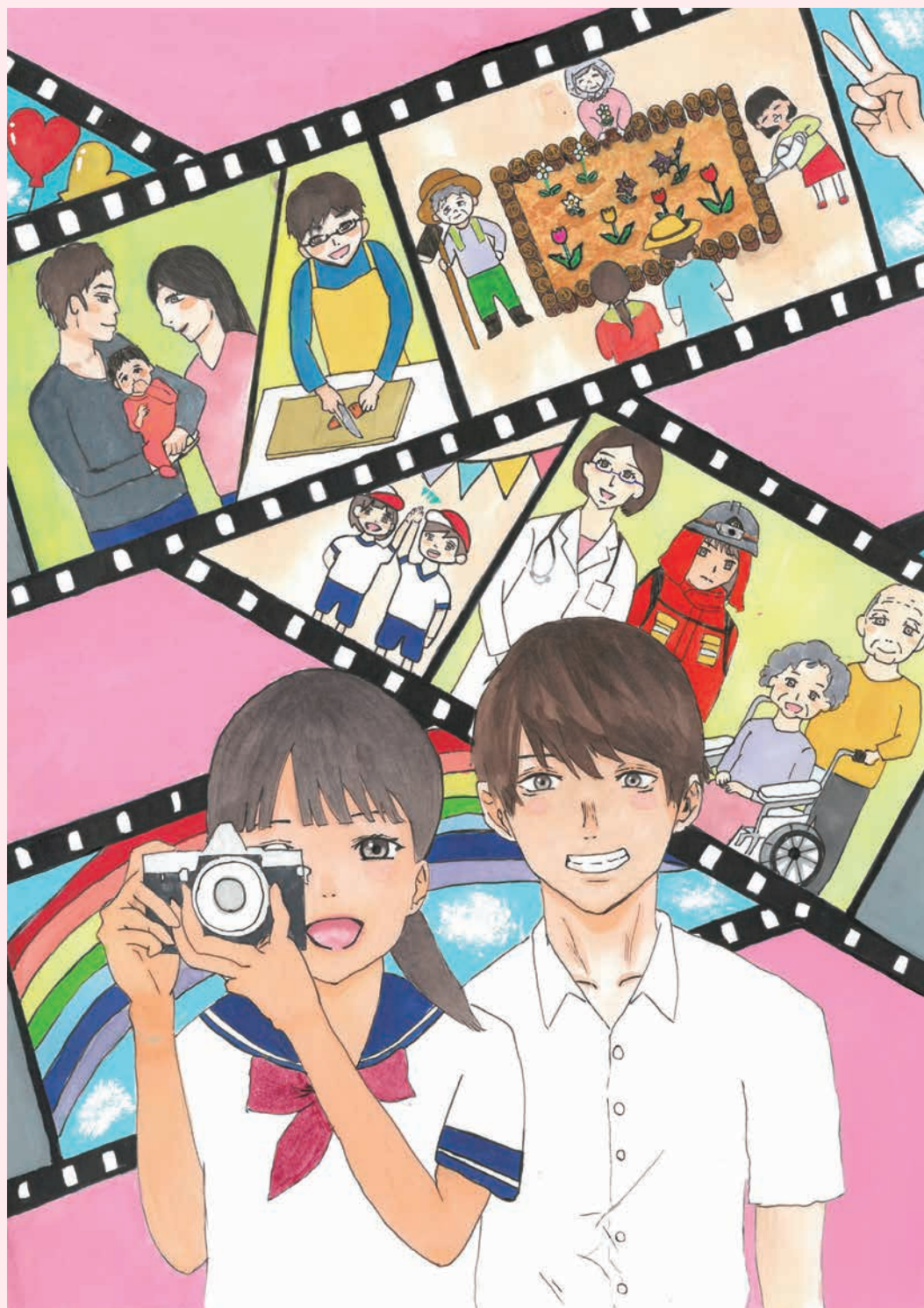


# 第3次

# 美祢市男女共同参画しあわせプラン

～ 認めあい 支えあい とともに歩むまち美祢 ～



最優秀作品(秋芳中学校 古谷周音さん)

令和3年3月  
美祢市

## 男女共同参画社会とは

性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮することができる社会のことをいいます。

## プラン策定の趣旨

本市では、平成22年3月に「男女共同参画社会基本法」の規定に基づく「美祢市男女共同参画しあわせプラン」を策定しました。その後、平成28年9月に「第2次美祢市男女共同参画しあわせプラン」を策定し、男女が共に夢や希望を実現することで、一人一人の人生を豊かにする男女共同参画社会の実現を目指して、これまでに様々な取組を推進してきました。このたび、この第2次プランの計画期間の満了に伴い、新たな「第3次美祢市男女共同参画しあわせプラン」(以下「本プラン」という。)を策定します。

## プランの位置付け

- 本プランは「男女共同参画社会基本法」の規定に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- 本プランは「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」の規定に基づく「美祢市女性活躍推進計画」及び「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」の規定に基づく「美祢市DV防止基本計画」としても位置付けます。
- 本プランは、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の「第二次美祢市総合計画」をはじめ、本市の他の個別計画との連携に配慮して策定します。

## プランの期間

- 本プランの期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。

## プランの策定体制

- 「美祢市男女共同参画審議会」における審議及び本市在住の18歳以上の市民及び中・高校生を対象としたアンケート調査、またパブリックコメントによる市民意見を反映して策定しています。



# プランの内容

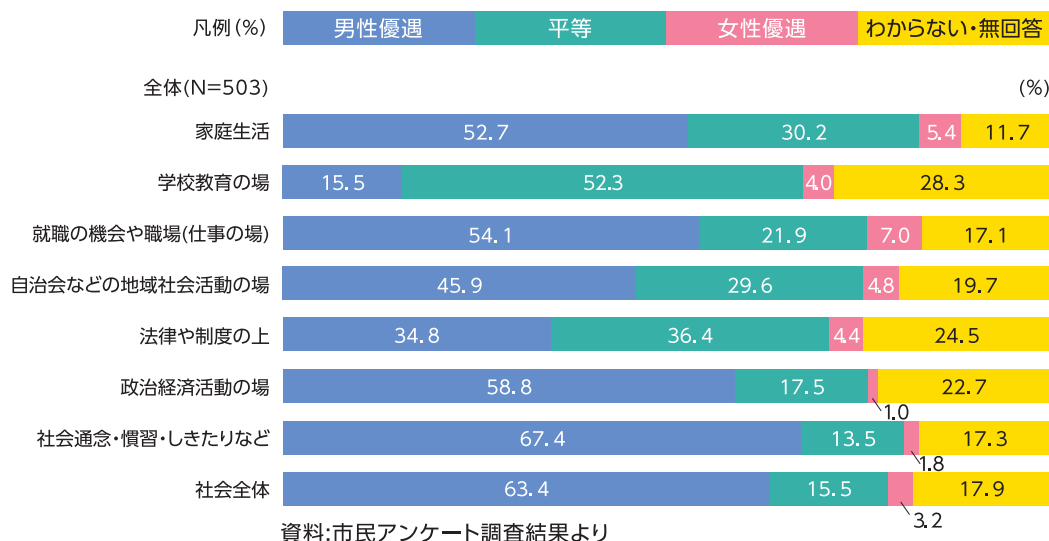
## 基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画の推進

- 男女共同参画意識の浸透に向けて、一人一人の個性を尊重した意識づくりを推進し、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。
- 人権と男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、家庭や地域においても、生涯学習などを通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

基本施策	取組	担当課
① 人権を尊重する意識づくり	● 広報・啓発の推進	地域福祉課
	● メディア・リテラシー※意識の啓発	地域福祉課・関係各課
	● 人権教育のリーダー養成	生涯学習スポーツ推進課
② 男女共同参画の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メディアを活用した情報提供</li> <li>● 男女共同参画関係資料の収集・提供</li> <li>● 意識改革の促進</li> <li>● 継続的な広報活動の推進</li> <li>● 男女共同参画のリーダー養成</li> </ul>	地域福祉課
③ 学びの場における男女共同参画の推進	● 学校における学習機会の提供	学校教育課
	● 家庭科教育の充実	
	● 学校における情報モラル教育の実施	
	● 性を尊重する意識づくり	
	● 地域における学習機会の提供	地域福祉課・生涯学習スポーツ推進課
	● 講座等を通じた人権意識高揚の推進	生涯学習スポーツ推進課

※【メディア・リテラシー】テレビ番組や新聞記事などメディアからのメッセージを正しく読み解く能力のこと。

### 【男女の平等意識】



特に「政治経済活動の場」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」で、「男性優遇意識」の割合が高くなっています。

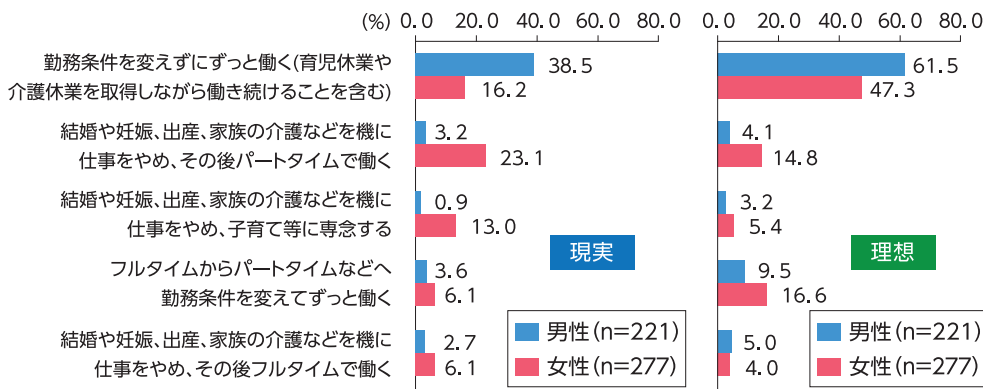


## 基本目標 2 ワーク・ライフ・バランスの推進 (女性活躍推進計画)

- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた取組を推進し、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや子育て支援、介護支援の充実に取り組みます。

基本施策	取組	担当課
④ ワーク・ライフ・バランスの理解促進	● 企業等を対象とした啓発の推進	地域福祉課
	● ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	商工労働課
⑤ 仕事と子育て・介護の両立支援	● 保育サービスの充実	地域福祉課
	● 放課後の子どもの居場所づくりの充実	生涯学習スポーツ推進課
	● 性別にとらわれない介護への参加促進	高齢福祉課
	● 包括的な高齢者への支援	

### 【ライフステージの節目の働き方(現実と理想)】



男女共に「勤務条件を変えずにずっと働く(育児休業や介護休業等の取得を含む)」とする考え方が最も多く、継続的な就労ニーズがうかがえます。



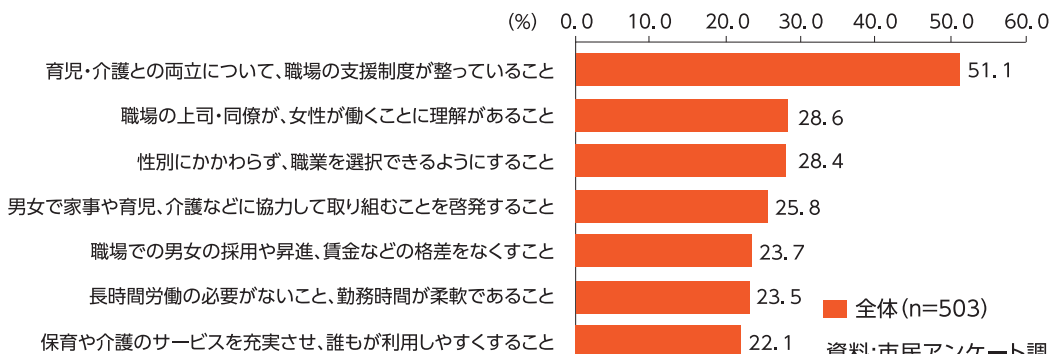
資料:市民アンケート調査結果より

## 基本目標 3 働く場における男女共同参画の推進 (女性活躍推進計画)

- 働く場において、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、性別による格差の解消や労働条件の改善、ハラスメント対策など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

基本施策	取組	担当課
⑥ 雇用の機会均等と労働条件の向上	● 育児・介護休業制度の普及啓発	商工労働課
	● 企業等への法制度等の周知	商工労働課・地域福祉課
⑦ 誰もが働きやすい就労環境の整備促進	● 母性保護や健康管理の啓発	商工労働課
	● 母子保健医療の充実	健康増進課
	● 相談体制整備の促進	商工労働課
	● ハラスメント防止対策の推進	地域福祉課
	● 家族経営協定締結に関する周知と女性新規農業就業者支援	農林課
	● 女性の労働に対する意識改革の促進	商工労働課

### 【女性が活躍するために必要な環境整備(上位項目抜粋)】



女性が活躍するためには、「育児・介護を両立するための職場の支援制度の整備」が求められています。



資料:市民アンケート調査結果より

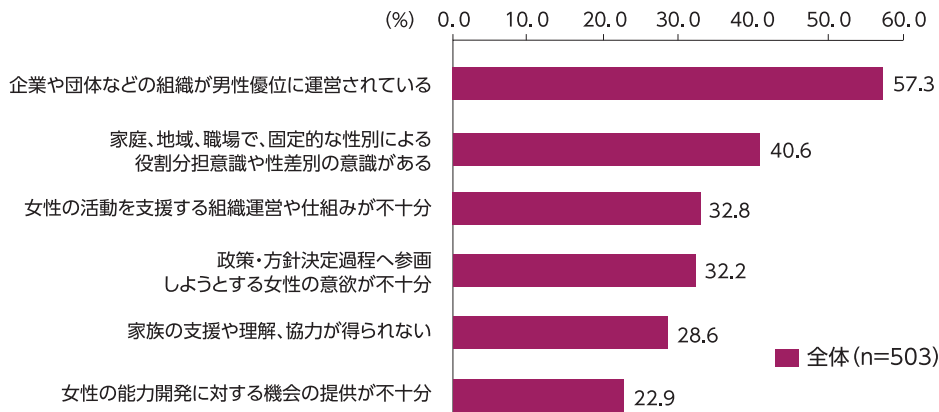
## 基本目標 4

# あらゆる場における女性活躍の推進 (女性活躍推進計画)

- 社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程の場において、女性の参画を促進します。
- 女性の能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。

基本施策	取組	担当課
⑧ 政策・方針決定過程における女性の参画促進	● 審議会等委員への女性登用の促進	関係各課
	● 意思決定過程への女性の参画拡大	総務課
⑨ 企業や各種団体における女性活躍の促進	● 女性の登用や人材育成の促進	地域福祉課・商工労働課
	● 市民への各種制度等の周知	地域福祉課

### 【政策・方針決定の過程に女性が少ない理由】



女性の活躍促進に向けた男性の意識改革、女性の意識改革の促進が必要です。



企業等における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)※の浸透を図る取組が必要です。

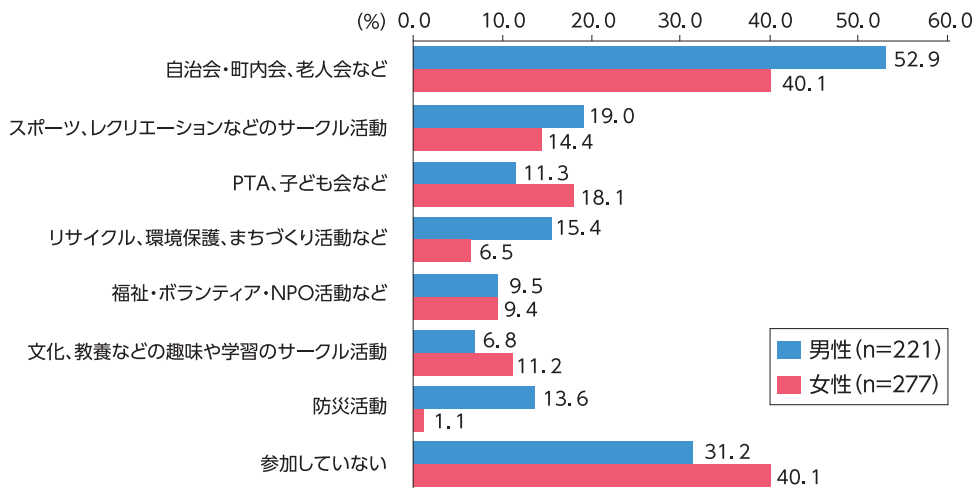
※【積極的改善措置(ポジティブ・アクション)】職場などにおいて、例えば「営業職には女性がほとんど配置されていない」「管理職は男性が大半を占めている」など、労働者の間に事実上、男女間の格差が生じている時、それを解消するために企業等が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

## 基本目標 5 地域社会における男女共同参画の推進

- 誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めるとともに、防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上を目指します。
- 国際交流や地域福祉の推進を図り、地域共生社会の実現を目指します。

基本施策	取組	担当課
10 地域活動における男女共同参画の推進	● 地域活動における女性の参画拡大	関係各課
	● 地域の防犯体制の充実	総務課・地域福祉課・学校教育課・生涯学習スポーツ推進課
	● 地域の主体的な取組の活性化支援	地域振興課
11 防災分野における男女共同参画の推進	● 男女共同参画の視点による防災体制の構築	総務課・消防本部
12 国際交流を通じた男女共同参画の推進	● 国際交流の促進と人材育成	企画政策課・学校教育課
	● 多文化共生のまちづくりの推進	企画政策課
13 共生社会に向けた福祉のまちづくり	● 地域福祉活動の促進	地域福祉課
	● 高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進	高齢福祉課・商工労働課
	● 障害者福祉の推進	地域福祉課

【地域活動への参加状況(上位項目抜粋)】



資料:市民アンケート調査結果より

地域活動に「参加していない」割合は、全体で4割近くを占めていますが、女性は「PTA、子ども会など」への参加が、男性の割合を上回っています。



## 基本目標 6 生涯を通じた健康づくりの推進

- 性別や年齢にかかわらず、誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、ライフステージに応じた健康づくりへの支援やきめ細かな母子保健サービスを推進します。

基本施策	取組	担当課
14 母子保健サービスの充実	● 妊娠期から子育て期までの支援 ● 育児支援の充実	健康増進課
15 ライフステージに応じた健康づくり	● 市民の健康づくりへの支援	関係各課・健康増進課
	● がん対策・生活習慣病予防の推進	健康増進課・市民課
	● 健康に関する意識の啓発	健康増進課
	● 健康体操の推進	健康増進課
	● 青少年健全育成活動の推進	生涯学習スポーツ推進課

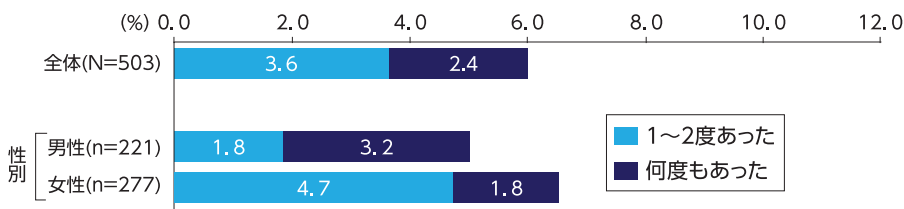
# 基本目標 7

## あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進 (DV防止市町村基本計画)

- 様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進します。
- 関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

基本施策	取組	担当課
16 暴力を許さない意識づくり	● 男女間における暴力に関する法律等の周知	地域福祉課・学校教育課
	● 暴力防止に向けた学習会等の周知 ● 各種団体における学習機会の促進	地域福祉課
17 きめ細かな相談支援の充実	● 相談体制の充実 ● 相談従事者の資質向上 ● 被害者の自立支援	地域福祉課

### 【DVを受けた経験】

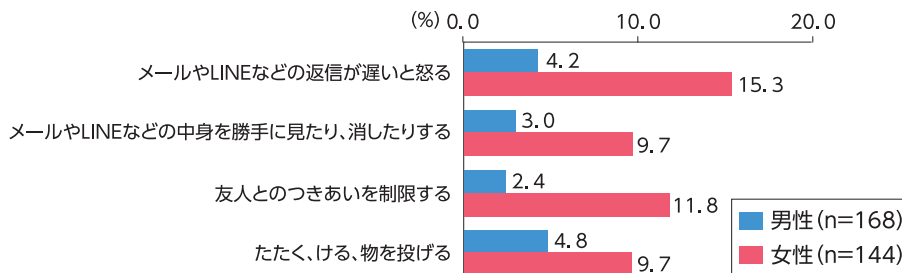


資料:市民アンケート調査結果より

DV防止のための広報、啓発の充実をはじめ、家庭や学校、地域等における、幅広い年齢層を対象とした暴力防止のための啓発や教育の充実が必要です。



### 【されたかもしれない割合】



資料:中高生アンケート調査結果より





優秀作品  
(大嶺中学校 重岡希美さん)

### ● 配偶者からの暴力に関する相談【相談窓口】

名称	所在地	電話番号
山口県男女共同参画相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	〒753-0056 山口市湯田温泉5-1-1 山口県婦人教育文化会館内	相談専用 083-901-1122 DVホットライン(緊急用) 0120-238122
市町名	担当窓口名	電話番号
美 祢 市	市民福祉部地域福祉課	0837-52-5228

### ● 性犯罪被害等の相談【相談窓口】

名称	所在地又は担当機関	電話番号
やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお	山口県男女共同参画相談センター	083-902-0889

発行者／美祢市 市民福祉部地域福祉課 男女共同参画推進室  
 〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分326-1  
 TEL (0837) 52-5227 FAX (0837) 52-1490 E-Mail / fukushi@city.mine.lg.jp

※表紙及び裏表紙に掲載の絵は、令和3年度に募集し選考したものです。